

榛東村技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	榛 東 村				民 間	
	職員数	平均年齢	平均給料 月 額	平均給与 月 額	平均年齢	平均給与 月 額
全 体	7	55.10	349,000円	360,600円	—	—
給食員	5	54.5	348,500円	360,020円	42.3	276,900円
その他	2	56.10	350,050円	358,100円	—	—

※留意事項等

- ①民間データは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査（賃金センサス）」です。
- ②「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職員の基本給平均額です。
- ③「平均給与月額」とは、基本給のほか扶養、住居、通勤、及び時間外勤務手当等の手当額の合計の平均額です。
- ④技能労務職員の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容及び雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(2) その他給与に関する事項

- ① 給料表について
行政職給料表（一）を適用（国家公務員行政職俸給表（一）相当）
なお、本村の技能労務職員については、6級のうち3級までを適用
- ② 昇給基準
毎年1月1日に4号給を標準として昇給（55歳以上の職員は、2号給の昇給）

2 基本的な考え方

技能労務職員の職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の同種の職種に従事する者との均衡に留意しながら、国、県及び他の類似自治体職員の給与等を参考とし、適正な給与制度、運用となるよう努める。

また、職員については、退職不補充とし臨時職員等を活用する。

3 具体的な取り組み内容

(1) 給料等について

各年度における、人事院及び県人事委員会の勧告等と同等となるよう、適正な給与等への改正を実施する。

(2) 職員採用等について

技能労務職員については、昭和55年4月を最後に新規採用を実施しておらず、平成29年度末（予定）までにはすべての者が定年退職を迎えることから、退職不補充とし臨時職員等を活用する。

4 その他

平成21年4月に機構改革の実施及び北部保育園の民営化を予定しており、これに伴う事務事業の見直しを行い、技能労務職員についても適切な配置転換を行うとともに、学校給食センター等の民間委託を積極的に検討する。